

外国人が活躍できる京都づくりについて

【担当省庁】内閣官房、内閣府、法務省、財務省、経済産業省

我が国での起業を志す外国人や留学生等の誘致及び定着を促進し、高度外国人材を集積させたグローバル・エコシステムを京都に構築するため、以下について支援いただきたい。

- 我が国で起業する外国人が登記、申請又は届出等を行う際、特に出入国在留管理局や法務局等の行政機関において、英語で作成した書類及びデジタル形式による申請等を可能とする取扱
- 経営・管理ビザの申請時における事業所の確保に関する要件について、コワーキングスペースやシェアオフィスによる申請を認めれる措置
- 国と金融機関との連携により、外国人の法人口座開設および資本金の海外送金受入に係る審査の緩和措置
- 東南アジアや北米等の有望地域における外国人起業家誘致PRの強化

【現状・課題等】

- 令和2年、国の「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」に、京都府が大阪府、兵庫県とともに選定
- 令和5年6月に開催した「IVS2023 KYOTO」では、海外の起業家や投資家約2,200人を含む1万人以上の方に参加いただき、令和5年上半期における京都府のスタートアップの資金調達額は東京都に次ぐ全国第2位となるなど、京都は国内外の投資家から高い関心を集めている。
- スタートアップビザの本府への確認申請受付については、面談及び書類作成を含む全ての手続きで英語及びオンライン形式による対応が可能となっているが、会社設立に必要な登記を行う法務局や、申請されたビザの発給を行う出入国在留管理局、生活に必要な届出や相談を行うその他行政機関においては、日本語による対応や面会による対応を要求され、外国人起業家が地域に定着しようとする際の障壁となっていることから、ビジネス及び生活ができる環境整備に向けた英語及びオンライン形式による対応の拡大が必要
- 国内金融機関等において、起業家本人の日本語能力が不足しているとの理由で法人口座が開設できないケースが多くあるほか、口座開設後においても資本金又は出資金の海外送金受入に係る審査及び確認が煩雑であり、日本語が不得手な外国人が我が国でビジネスを展開する上で障壁となっている。

京都府の担当課	商工労働観光部 経済交流課(075-414-4840)
---------	-----------------------------

【国の事業等】

■在留管理制度〔法務省〕

- ▶ 「経営・管理」は企業の経営者・管理者などが取得する在留資格で、貿易その他の事業の経営又は当該事業の管理に従事する活動が可能となる。在留資格申請に求められる要件として、「国内に事業所を確保していること」及び「2人以上の常勤従業員を雇用していること」又は「資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること」とされている。
- ▶ 特に起業後間もない外国人起業家は資金力に乏しく、高額なオフィス賃借料の負担を強いられることは事業を早期に成長させる上で障壁となっている。

■INVEST JAPAN 対日直接投資推進〔内閣府、経済産業省〕

- ▶ 日本で外国人が起業することは対日直接投資の一環といえるが、現状、外国人の起業を促進する姿勢を国として示すPR事業が実施されておらず、事实上、PRは自治体任せとなっている。

【京都府の取組】

■産業創造リーディングゾーン推進事業費 22百万円

- ▶ 海外とのネットワークを持つリーディング推進員により外国企業・スタートアップの誘致を推進するほか、海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援

■グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費 128百万円

- ▶ オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外進出推進環境の整備により、グローバル・スタートアップ・エコシステムを構築

■起業するなら京都・プロジェクト推進事業 78百万円

- ▶ スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施

■京都インターナショナルスタートアップセンター

- ▶ 京都府、京都市、ジェトロ京都貿易情報センターが主体となり、グローバル・エコシステムの構築に向けた多様な人材の集積を目指し、府内で起業を志す外国人（府内留学生、海外在住高度外国人材等）の誘致からビザ取得、起業・定着まで一貫した支援を実施する組織として「京都インターナショナルスタートアップセンター」を令和5年7月に開設
- ▶ 法人口座開設にあたっては、担当職員が金融機関へ同行し、当起業家の状況について説明する等の個別対応により、口座開設及び海外送金の円滑な受入をサポート